### | 5 大 田 勤 議 員

- 1 基本水量は5トン・基本料金を見直し、 逓増型従量料金で納得のいく水道料金に
- 2 生理の貧困が社会問題に岩内町での取り 組みは 公共施設・小・中学校のトイレ に生理用品の常設を
- 3 施設一体型小中一貫校推進と小学高学年・教科担任制導入は教員の負担増と学級 崩壊に



# 1 基本水量は5トン・基本料金を見直し、逓増型従量料金で納得 のいく水道料金に

水道料金改定に向け、上下水道料金等審議会が開催され審議が行われている。 料金改定では、年度末の資金残高が7,200万円程度の保有が望まれるが、 この資金の確保に必要な改定率は30%以上となるため、年度末の資金残高を事 業継続に最低限必要となる3,000万円程度まで引き下げ、料金算定期間は5 年間で目標改定率を20%台半ばに設定したと、8月27日建設産業常任委員会 に報告があった。改定率の抑制につながる自助努力・工夫を実施、今後も創意工 夫で経営努力を続けるとしている。

決算認定では、年度末給水戸数5,805戸、年間総給水量115万8,508トン、年間有収水量100万5,934トン。有収率は86.8%、前年度より5.1%上昇している。

町内全域での漏水調査での成果だが、今後の漏水対策は。全町的な調査で残っている地域はあるのか。

水道料金不納欠損の状況では毎年度100万円台の欠損が昨年度は300万円台となり、人数も79人と昨年の2.6倍。メーター使用料も46人と前年度の2.7倍と報告されているが、この要因は。

不納欠損となる世帯への収納対策は。

不納欠損世帯の実態調査から見えてくるものは。

水道料金の基本料金は家事用、業務用など用途によって設定する用途別基本料金を継続する。

超過料金については家事用は使用水量の多少に関わらず同一料金単価の単一従量料金制。業務用、団体用、工業用は使用水量が多くなるほど段階的に料金単価が安くなる逓減型従量料金制となっている。

家事用・単一従量料金制で基本水量月10トンを超過する世帯は何世帯あるのか。

1世帯の超過水量で月20トンを超える世帯は。若者世帯など基本水量を超え

る大量使用の場合、業務用、団体用、工業用と同じく逓減型従量料金制のような 軽減策も必要ではないのか。

逓減型従量料金制の業務用、団体用、工業用ごとの利用事業者件数は。

第4回審議会では、水道事業の事業経営を考えると単一従量料金制への一本化が望まれる。現行の逓減型従量料金制により大口の町内事業者が恩恵を受けているが地域経済の状況や町内の事業者の経営状況を考慮し、しばらくは現行同様、 逓減型従量料金制を継続とした。

業務用、団体用、工業用各事業者が単一従量料金制に移行した場合、業務用、団体用、工業用ごとに恩恵を受けていた年間の給水収入はいくら増えるのか。

逓減型従量料金制を設定した昭和52年4月以降、基本料金と超過料金は消費 税相当額がプラスされただけです。しばらくは現行同様、逓減型従量料金制を継 続するとしているが、しばらくとはいつを指すのか。

大口使用者に多くの水道料金を負担していただくが、その分、水道使用により 収益を上げていることも想定。逓減型従量料金制の設定は料金収入が少なくなる 分、全体の水道使用者で広くカバーしていただいているとしています。

逓増型従量料金制は大口使用者が多く負担する反面、小口使用者の負担軽減へとつながる。節水促進効果も期待されるのであれば家事用使用者へも恩恵があってもよいのではないのか。

町水道の給水戸数は5,805戸。家事用水道使用量が月10トン以下世帯56.8%。全体のうち5トン以下は29.4%です。平成27年の国勢調査では、岩内町の人口総数13,042名中65歳以上は4,408名、高齢者比率33.8%です。

大口使用者が収益を上げて減収になった水道料金を月10トン以下の世帯、月5トン以下世帯の老人世帯がカバーするのは、負担の公平ではありません。不公平でしかありません。こうした使用世帯への負担の軽減こそ必要ではないのか。

水道料金は二部料金制で基本料金と超過料金の組み合わせで成り立ち、水道施設の維持管理など使用水量の有無にかかわらず全ての使用者に負担していただいているとしてます。単一従量料金制は大口使用者も小口使用者も負担が公平となりシンプルな料金体系です。

高齢化率が33.8%、給水戸数の56.8%が基本水量以下、全体のうち39.4%29.4%が5トン以下ですから、通常の生活を送るために必要な基本水量とは言えません。水道施設の維持管理を賄うにしても10トンの基本水量は見直しが必要ではないのか。

水道施設の維持管理を賄うための負担を利用住民はいといません。生活用水の確保と公衆衛生の向上を図るために必要な水量というのであれば、現在の家事用基本水量は利用者の実態に合っていない。今後、料金改定率25%で適正な基本水量の検討なら、現行の料金よりも負担が多くなるため低廉で安心して利用できる基本水量を10トンではなく5トン等、利用実態に近づけ、基本料金も見直して提供すべきではないのか。

基本水量5トンなど逓増型従量料金制にすれば月5トン以下の世帯は水量・料金に不公平感が無くなり、5トン以上利用者は逓増型従量料金で納得のいく料金体系になるのではないのか。

生活基盤施設耐震化等整備進捗は全体計画が14,798メートルで令和2年度末で9,330メートル、63.05%実施。本管・導水管は終了し避難・退避所への整備が進められているとしています。国の財政措置の拡充、町からの財政支援とは。

#### 町 長:

1項めは、今後の漏水対策と、全町的な調査で残っている地域についてであります。

漏水調査につきましては、これまでも地区の割り付けを行い、計画的に実施してまいりましたが、昨年度より、円山・雷電地区を除く町内全域を対象に実施しており、その結果、時間当たり13㎡の漏水を発見するなど有収率の向上につながると見込まれることから、今後も、全町的な調査を継続するとともに、円山・雷電地区についても配水量の異常が検知された際には、調査区域の対象とする予定であります。

2項めの、不納欠損の状況と要因についてと3項めの、不納欠損となる世帯への収納対策と、4項めの、不納欠損世帯の実態調査から見えてくるもの、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

水道事業を経営する上で料金の確保は大前提であることから、収納対策につきましては、不納欠損となる世帯に限らず、強化して取り組んでおります。

特に昨年度からは、地区別に担当者を配置し、電話催告や催告書の送付、給水停止に至る段階的な措置のほか、訪問による納付相談など、よりきめ細かな対応をしているところでありますが、結果として、どうしても債権回収ができないものについては不納欠損処理しております。

これにつきましては、回収の見込みの立たない債権を保有し続けることは、 水道事業の将来の経営収支を推計する上でも適切でなく、不納欠損を確実に行った結果、令和2年度は例年よりも不納欠損額が多くなったものであります。

また、不納欠損世帯の実態につきましては、本人死亡や生活困窮などによるものも一定程度の割合で含まれておりますが、転出後に連絡がとれなくなるケースや住所を置いたまま連絡がとれなくなるケースなど、居所不明が半数以上を占めておりますので、未納が発生した段階での早期の適切な対応がこうしたケースを防ぐため重要であると考えております。

5項めは、家事用・単一従量料金制で、基本水量が月10トンを超過する世帯数についてであります。

令和2年1月から12月までの1年間の平均で、基本水量を超える家事用世帯数は、2,147世帯であります。

6項めは、超過水量で月20トンを超える世帯数と、逓減型従量料金制などの軽減策についてであります。

令和2年1月から12月までの1年間の平均で、超過水量が月20トンを超える家事用世帯数は、189世帯であります。

また、水道料金の料金体系につきましては、使用者の負担の公平性や水利用の合理性、水道事業の事業経営の継続性の観点から、岩内町上下水道料金等審議会において審議されているところであり、家事用の超過料金につきましては、現行どおり単一従量料金制を継続する方向性が示されたところであります。

7項めの、逓減型従量料金制の業務用、団体用、工業用ごとの事業者件数と、 8項めの、単一従量料金制に移行した場合、各用途ごとに年間の給水収入はい くら増えるのかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

令和元年11月から令和2年10月までの1年間で、逓減型従量料金制の適用を受けた事業者数の平均と、適用による影響額の累計は、業務用が67件で約289万円、団体用が30件で約84万円、工業用が3件で約100万円であります。

9項めの、第4回審議会で、しばらくは逓減型従量料金制を継続するとした

が、しばらくとはいつを指すのかと、10項めの、逓増型従量料金制による小口使用者の負担軽減と、家事用使用者への恩恵があっても良いのではないかと、11項めの、月10トン以下世帯、月5トン以下の老人世帯の負担の軽減こそ必要ではないか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

逓減型従量料金制につきましては、商工業の振興を図ることを目的に、大口の給水に対して低減の措置を講ずるとして導入されたものでありますが、水道料金の料金体系につきましては、使用者の負担の公平性や水利用の合理性、水道事業の事業経営の継続性に加え、現在の地域経済の状況や町内事業者の経営状況も踏まえた中で、岩内町上下水道料金等審議会において審議されているところであり、業務用、団体用、工業用の超過料金については、逓減型従量料金制を継続し、5年後の次の料金改定時に再度審議する方向性が示されたところであります。

なお、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型従量料金制につきましては、節水効果が期待されるため、水需要が急増していた高度経済成長期に大都市を中心に採用されておりましたが、近年は、水需要が減少傾向にあるため、料金改正時に併せて逓増型従量料金制を廃止する事業体や、節水インセンティブを基本水量に反映した料金制を設定した事業体が増加している状況であります。

12項めの、10トンの基本水量の見直しが必要ではないかと、13項めの、 基本水量を5トン等、利用実態に近づけ、基本料金も見直すべきではないかと、 14項めの、基本水量5トンなど逓増型従量料金制で、利用者の納得のいく料 金体系になるのではないか、については関連がありますので、併せてお答えい たします。

基本水量につきましては、公衆衛生向上の観点から、生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として付与されたものであり、現在の生活実態なども踏まえた中で、岩内町上下水道料金等審議会において、審議されているところであります。

また、基本料金につきましても、使用水量が多い方、少ない方、両方に対しての公平性を確保する中で、岩内町上下水道料金等審議会において審議されているところであります。

15項めは、国の財政措置の拡充と、町からの財政支援についてであります。 生活基盤施設耐震化等交付金事業につきましては、現在国からの交付率は、 事業費の4分の1となっておりますが、過去には交付率が3分の1とされてい た時期もあり、また、地震防災対策特別措置法においても国の負担率のかさ上 げ措置が規定されておりますが、その対象は、非常に狭い事業範囲に限られて います。この事から、日本水道協会などを通じて、交付率の引き上げや事業範 囲の拡充を国に要望してきたところであり、今後につきましても、継続的に働 きかけていきたいと考えております。

また、町からの水道事業への財政支援についてでありますが、町としましては、上水道の出資に要する経費など、公営企業繰出基準に掲げられる国からの財政措置などを確実に受けていく中で適宜検討してまいります。

#### く再質問>

業務用の逓減型従量料金制の適用を受けた累計は、業務用、団体用、工業用で473万円です。逓減型ではなく逓増型従量料金制にするべきです。料金を改定するなら事業者の料金も変えるべきです。また、基本料金も利用実態を見て判断すべきではありませんか。

基本水量が生活用水の確保と公衆衛生の向上を図るために必要な水量というのであれば、給水戸数の56.8%が基本水量10トン以下です。全体のうち29.4%が5トン以下は通常の生活を送るために必要な基本水量とは言えず、基本水量を見直すべきです。

利用町民は水道施設の維持管理を賄うための必要な経費の負担をいといません。全体の約3割が使用水量5トン以下、月5トン以下世帯の老人世帯がカバーするのは、負担の公平ではなく不公平です。基本水量の設定が実態に合っていません。高齢化率が33.8%の住民や10トン以下世帯が快く負担できる基本水量5トンを検討すべきです。

基本水量5トンなどの逓増型従量料金制にすれば月5トン以下の世帯は水量・料金に不公平感が無くなり、5トン以上利用者は逓増型従量料金で納得のいく料金体系になるのではありませんか。利用住民の実態に合った料金体系にするよう強く求め、再度答弁を求めます。

#### 町 長:

1項めは、業務用、団体用、工業用の料金体系について、逓減型従量料金制 を廃止し、逓増型従量料金制に変更すべきでは、についてであります。

業務用等の水道料金につきましては、現在、コロナ禍が地域経済に大きな影響を及ぼし、その回復についても一定程度の期間がかかることと推察される状況の中で、岩内町上下水道料金等審議会で審議され、単一型従量料金制に移行することが望ましいが、逓減型従量料金制を維持する方向性が示されたところであります。

また、逓増型従量料金制については、全国導入率が0.6%であり、料金改定時に併せて廃止する事業体が増加していることから、導入については審議会の中で検討を要しないとなったものであります。

2項めは、基本水量を5トンにし、逓増型従量料金で納得いく料金体系になるのでは、についてであります。

基本水量については、現在の使用者の平均水量を含めた使用実績を含め、様々な角度から今後、審議会において検討されるものと考えております。

また、料金体系につきましては、水道事業を継続的に維持していくためには、使用水量の多い方や少ない方を含めた水道使用者全体で事業会計を支えることが重要でありますので、負担の公平性を考えた中で審議されるものと考えております。

# く再々質問>

水道料金の料金体系は岩内町上下水道料金等審議会で審議されている。

料金体系については、使用者の負担の公平性や水利用の合理性など岩内町上下水道料金等審議会で審議されているとしました。私達が見えるのは、審議済の結果だけで、高齢者や5トン以下世帯の声は届いているのですか。どこにそうした声が反映されていますか。住民の納得を得られると考えていますか。

# 町 長:

この度の水道料金の改定にあたって審議する審議会委員の構成につきましては、水道使用者の多様な意見を反映するため、水道使用者からも公募により委員を委嘱しており、その中で多角的な議論を通じ、合意形成が図られていくものと認識しております。

# 2 生理の貧困が社会問題に岩内町での取り組みは 公共施設・小・中学校のトイレに生理用品の常設を

経済的な理由で生理用品を買えない、生理の貧困が社会問題になっている。こうした中、政府は3月23日の閣議で新型コロナウイルス感染拡大の影響で孤独や困窮状態にある女性を支援するため、交付金を拡充することを決めた。

岩内町での地域女性活躍推進交付金の対象事業となる取組や計画は。

支援が必要な対象となる女性の把握、人数・状況確認は行っているのか。

地域女性活躍推進交付金公募要領では、交付金の使途として生理用品の無料配布も加え、同日、2020年度の予備費から約13億5,000万円を充てることを決めた。内容は、内閣府の地域女性活躍推進交付金で、支援が必要な人のもとに出向いていく訪問型の活動や、居場所の提供といった事業を自治体がNPO法人など民間団体に委託した場合、国が最大1,125万円を負担するものと記載されている。こうした交付金の活用など検討していたのか。

生理の貧困など対象となる方への対応をこうした交付金で取り組めないのですか。

トイレにトイレットペーパーが設置してあるように生理用品も設置されてあるとどんなに皆さんが助かるか。こうした交付金の活用で町の公共施設などにも生理用品の設置ができるのではありませんか。

また、4月14日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課は、地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進についてを周知し、その通知の中で、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童・生徒にも配慮し、保健室等の手に取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかに設けたりすることなど、必要とする児童・生徒が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所等の工夫などを検討いただきたいとしています。学校では、保健室だけではなく、提供方法や配置場所の工夫、つまり、人目を気にせず生理用品が児童・生徒の手にわたるようにすることが必要だとされているのです。

教育委員会は生理の貧困の問題を各学校へ通知し周知をしているのか。 町内各小中学校の児童・生徒への対応はどのように行われているのか。 必要とする児童・生徒への配布はどこで行われているのか。

小学校や中学校で児童・生徒が生理用品を必要とする時、保健室で対応できているのか。

また、同通知では、各学校においては学級担任や養護教諭等を中心とした、きめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童・生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。特にコロナ禍における児童・生徒の心身の影響を考慮し、日常的に相談できる体制を構築するなど、引き続き丁寧に対応いただきたいとしている。こうした対応が各小中学校で話し合われ子ども達に行われているのか。

同通知では、生理用品等を自身で用意できない児童・生徒への支援については、 その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場 合に返却を求めないなどの対応とあわせて、適切な支援をお願いしたいとしてい る。

ある中学校では生理用品を使った生徒へは、戻すよう、借りた物は返すよう指導しているといいますが、通知内容が徹底していないのではないのか。使った物

は返すよう、こういった指導を行っているのか。

教育委員会は地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について、現場へどのような周知徹底を行っていたのか。

学校では、保健室だけではなく、提供方法や配置場所の工夫、人目を気にせず 生理用品が児童・生徒の手にわたるようにすることが必要だとされている。各小 中学校のトイレの個室に生理用品を設置して組織的にきめ細かな対応が必要と思 われるが、教育委員会の対応は。

内閣府の調査で学校や公共施設のトイレで生理用品を無料で配布するなどの支援策を講じているのは581の自治体で、全体のおよそ32%。支援物資の調達方法としては防災用の備蓄を活用している自治体が最も多く、工夫を凝らして生理の貧困に取り組んでいる。防災用の備蓄の活用等、やる気になればいくらでも方法があると思うが町の考えは。

#### 町 長:

1項めの、岩内町での地域女性活躍推進交付金対象事業の取組や計画についてと、3項めの、交付金の活用などの検討については関連がありますので、併せてお答えいたします。

本交付金につきましては、市町村等による女性の活躍推進に資する取組に対して交付されるものであり、女性デジタル人材の育成など、女性の参画拡大推進のための活躍推進型事業や、女性に寄り添い、就労につなげていく、寄り添い支援型事業に加え、NPO等を活用した、孤独・孤立で不安を抱える女性に対する、つながりサポート型事業が追加されたところであります。

本町におきましては、これまで対象事業となる取組や計画がないことから、 現段階において、交付金の活用には至らなかったところであります。

2項めの、支援が必要な女性の把握等についてと、4項めの、生理の貧困などに対する交付金の取組については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

町はこれまでも、病気等で働くことができない場合や、収入の減少等により 生活に困窮されている女性の方々からの相談に対しては、新型コロナウイルス 感染症の影響にかかわらず、ケースに応じ、支援制度等の案内や各種手続支援 などの対応をしてまいりました。

また、支援が必要な女性の把握等については、対象人数や全体の状況についての調査は行っていないものの、こうした相談業務等の中で、支援が必要な方の状況確認を行ってきたところでありますが、これまでに、生理の貧困に関する相談や要望が直接寄せられたことはなく、現段階においては、生理の貧困などに対する交付金の活用についての検討はしなかったところであります。

5 項めは、交付金の活用による公共施設などへの生理用品の設置についてであります。

生理の貧困については、社会的な課題となってきていることから、今後も窓口での相談業務などを通じて、支援の要望等の状況把握に努め、機運の高まりなどを踏まえた中で、交付金の活用も含め、支援の取組に向けての検討が必要になるものと考えております。

しかしながら、交付金を活用した公共施設等への生理用品の設置については、 交付金の対象外であることから、その活用は難しいものの、各公共施設の管理 者とも調整しながら、全庁的な取組としての検討も必要となっていくものと考 えております。

14項めは、防災用の備蓄品の活用等についてであります。

一部の自治体においては、防災備蓄品として保管している生理用品を無料配布している事例もありますが、本町においては、防災備蓄品としていないことから、こうした対応はできなかったところであります。しかしながら、今後においては、生理の貧困の背景には、経済的困窮など、解決すべき様々な課題があると考えられることから、不安を抱える女性たちに寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。

#### 教育長:

6項めの、生理の貧困の問題を各学校へ周知しているのかと、12項めの、 交付金の活用促進についての文書を学校へどのように周知徹底したのかについ ては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

令和3年4月14日付、内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金、地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進についての文書は、令和3年4月21日付で北海道教育庁より通知があり、この中で、新型コロナウイルス感染症により、困難や課題を抱える女性に対する支援の一つとして、生理の貧困に対する生理用品等の提供があることから、町内各小中学校へこの文書を周知するとともに、通知にあるように、NPO法人等からこのような依頼があった場合には協力するよう指示しております。

7項めの、町内各小中学校児童生徒への対応と、8項めの児童生徒への配布場所、9項めの保健室で対応できているかについては関連がありますので併せてお答えいたします。

生理用品が必要となった児童生徒は、養護教諭などへその旨を伝え、養護教諭から保健室で生理用品を渡すこととしており、保健室で対応できなかったことはないと聞いております。

10項めは、児童生徒への対応について、各小中学校で話し合われ実行されているのかについてであります。

各小中学校では、担任や養護教諭、管理職などの関係教職員及びスクールカウンセラーなどが組織的に対応する体制を構築しており、日常的に気づいた点なども話し合い、児童生徒それぞれに必要な支援を行うことができるよう対応しております。

11項めは、通知内容が徹底していないのではないかと、使ったものは返すよう指導しているのかについてであります。

通知では、支援については、その背景にある要因にも着目し、とあることから、経済的な理由で用意ができずに使用した場合などには返却を求めないこととし、これ以外の場合には返却することとなっております。

13項めは、学校のトイレ個室に生理用品を設置する必要性についてであります。

教育委員会といたしましては、これまで学校が行っている児童生徒からの申し出により養護教諭が保健室で渡すという手法に問題はないと考えていることから、現時点では従来どおりの対応をしてまいりますが、今後は、全庁的な取組としての検討も必要となっていくものと考えております。

#### く再質問>

対象事業となる取組や計画がないことから、交付金の活用に至らなかった。支援が必要な女性の把握等について、対象人数や全体の状況について調査は行っていない。生理の貧困に関する相談・要望が直接寄せられたことはなく、活用は検討しなかった、は貧困で苦しんでいる人達への配慮が足らず、町として職務怠慢ではないのか。NPO法人だけではなく、通知は社会福祉協議会等、関係団体機関も対象になることから、幅広く検討し行うべきではないのか。

通知では経済的な理由で用意できず、使用した場合は返却を求めない、これ以外の場合は返却としたが、通知を理解していないのではないのか。児童・生徒から申し出により保健室で渡す手法に問題はないとしたが、学校では保健室だけでなく、人目を気にせず児童・生徒の手に渡るようにすることが必要とされている。人目を気にせずの判断、子ども達の気持ちを考えて対応するべきではないのか。

地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について。 同通知では、生理用品等を自身で用意できない児童・生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて、適切な支援をお願いしたいとしている。配布した生理用品の調達方法としては、防災備蓄品として既に確保してあったものを配布したケースが184件と最も多く、柔軟な対応で素早い支援につなげたケースが目立ち、こうした対応を町はできないのですか。どこに問題があるのですか。

東京品川区では今年4月から区役所の窓口での配布に加え、区立の小中学校など46校に生理用品を合わせて832パックを配布。区の教育委員会は新学期が始まる直前の4月1日に、できるかぎり個室トイレに設置するようにと全ての学校の校長に依頼しました。トイレの中に設置することにこだわった理由は、生理であることを先生などに打ち明けなくても自由に生理用品を使えるようにすることで子ども達が手に取りやすくなり、プライバシーも尊重できると考えたからです。

品川区教育委員会事務局の有馬勝庶務課長は、生理用品はこれまでも保健室に 用意していましたが、トイレに置いたことで本当は必要だけど言い出せなかった 生徒にも届くのではないかと思い、生理をめぐる不安を1つ取り去ることで、子 どもたちの学びの環境整備になると思いますと話しています。

柔軟で素早い対応が子どもの学びの環境整備につながることから実施すべきで はありませんか。

#### 町 長:

1項めは、貧困で苦しんでいる人達に対し、配慮が足らず、町として怠慢ではないかについてであります。

生活に困窮している女性からの相談については、ケースに応じ、相談業務等の中で状況確認を行っており、今後も窓口等での状況把握に努め、交付金の活用も含め、支援の取組に向けて検討を進めてまいります。

2項めは、交付金の活用において関係団体を幅広く対象とすべきではないかについてであります。

公共施設への生理用品の設置については、町による直接設置に対する交付金の活用が難しいものの、NPO法人や社会福祉協議会等の活用については、女性宅への訪問や居場所の提供を行う場合における相談支援の一環として、民間団体に委託するなど、事業化には要件があることから、今後の町内での気運の高まりなどを踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

5項めは、生理用品の調達方法として、防災備蓄品の活用は出来ないのかについてであります。

本町においては、生理用品を防災備蓄品としていないため、現状において、 こうした対応はできなかったところであります。

#### 教育長:

3項めは、通知の内容を理解していないのではないか、についてであります。 通知では、支援については、その背景にある要因にも着目しとあることから、 経済的な理由で用意ができずに使用した場合などには返却を求めないこととし ております。

4 項めは、児童生徒が人目を気にせず生理用品を使用できるよう子ども達の 気持ちを考えて対応するべきではないのか、についてであります。

保健室は、日頃から児童生徒が気軽に相談や利用ができる場となっていることから、保健室で生理用品を渡すことについては、人目を気にすることなく対応できているものと考えております。

6 項めは、柔軟で素早い対応が子どもの学びの環境整備につながることから 実施すべきでは、についてであります。

教育委員会といたしましては、これまで学校が行っている、児童生徒からの申し出により養護教諭が保健室で渡すという手法に問題はないと考えていることから、現時点では、従来どおりの対応をしてまいりますが、今後は、全庁的な取組としての検討も必要となっていくものと考えております。

# 3 施設一体型小中一貫校推進と小学高学年・教科担任制導入は教 員の負担増と学級崩壊に

義務教育学校検討事業で導入の先進地視察が行われています。先進地視察の長野県、北海道はどこに行ってきましたか。

学校生徒数・クラス数・学校施設形態は。5年生、6年生は教科担任制か。 視察者の構成は。検討委員会からの参加は。

施設一体型小中一貫校を新設してきたつくば市の教育方針が大きく転換。門脇厚司教育長は5校目の義務教育学校はつくらないと表明し、人口が急増するつくばエクスプレス沿線に今後新たにつくる小中学校は、施設一体型の一貫校ではない方針を示したことから、町議会社会文教委員会における、つくば市など小中一貫校を取りやめる学校など視察選考の対象となっているのかとの問いに、推進なので視察先としては選ばないと町教育委員会は応えている。

現在までの視察ではどのような形態の小中一貫校の視察を行ってきましたか。 先進地域でも見直しやつくば市のように、小学部と中学部の分離を意識した学 校運営の取組を考えています。推進だからこそ先進校だけではなく学校運営を見 直そうとする学校の視察も必要になるのではないのか。

小中一貫校の建物ばかり論議していますが、学校運営はどのような検討が行われているのですか。

岩内町立小中学校運営協議会推進委員会が発行しているコミュニティ・スクール通信では、岩内東小学校の取組が紹介され、確かな学力の定着に向けた取組の一つとして、習熟度別学習を行っている。習熟度別学習コース分けの例として、事前テストをし本人の希望コース、過去のテスト結果、担当の先生方で協議し、はてなコース、なるほどコース1、なるほどコース2、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けたりして少人数で学習を進める習熟度別学習に取り組んでいると報告しています。

岩内町が目指す小中一貫校はこうした選別の教育で学校運営をするのですか。 習熟度別学習のメリット、デメリットをどのように考えているのか。

西地区、岩内西小・岩内二中は、ほっかいどう学力向上推進事業小中一貫教育 支援事業に関連した主な取組として、中学校教員による小学校乗り入れ授業で、 学習指導面において中1ギャップの解消やより専門的な立場からの指導による学 力向上を図る。小学校6年生の中学校登校日は、小・中学校のスムーズな学びと 指導の連接を形成する。児童には中学校への見通しをもたせる。小学校には卒業 段階の目標等で、中一ギャップを解消するとしています。

都築学中央大学教授は小学校は初等教育、中学校は前期中等教育の教育機関。 両者の間には様々な相違がある。学校文化も、小学校と中学校では異なる。小学校を卒業した児童は、中学校に入学して生徒になる。その時戸惑いや不安を感じる子どもは少なくない。中学入学前の不安の感情が未知の世界への期待の感情と組み合わさった時、期待だけを待つ場合と比較して中学校生活での充実の度合いが高かったと。都築2001横断調査より。

中学校という新たな環境への移行は子どもにとって新しい友達や教師と出会い、発達の契機をつかむきっかけになるもの。小学生から中学生にかけて、最上級生と最下級生を経験することが子どもの発達に重要。小学校と中学校の区切りは子どもの発達を促すものです。施設一体型小中一貫校では子ども達の発達を保障できないと思いませんか。

義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議が令和3年7

月21日に開かれ、義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要。中央教育審議会答申としています。

また、先進的な取組事例とその効果として、小学校における教科担任制の取組については、上述の定数措置を活用するとともに、場合によっては中学校教員によるいわゆる乗り入れ授業の実施や地方自治体の独自予算による教員配置等の方策を組み合わせることで、現状においても、高学年段階を中心に各地域・学校の実情に応じた多様な実践が行われているとしました。

小中一貫教育の特色の1つに小学校段階から教科担任制が取り入れられているが、岩内町の中1ギャップの解消のための、中学校教員による小学校乗り入れ授業は高学年段階、5年生・6年生への教科担任制を取り入れるための取組ではないのか。小学校高学年への教科担任制推進のメリット・デメリットは何か。

教科担任制になると教員負担が軽減すると言われましたが、担任はテストの評価はもちろん宿題も各教科の担任が出し、点検することになった。時間に追われ、教科に追われ、子ども達を授業に追い立てる生活が始まった。クラスづくりでは担任不在の時間が多いため提出物や、係、日直、当番、給食など教室でのルールが徹底できず、担任が学級をコントロールできなくなる。子ども達の普段の姿が見えず小さなサインを見落として、事件事故の対応が遅れ、保護者の不信を買う、教室にいるときは小言ばかり言う存在になってしまった。他のクラスの宿題やノート点検で自分のクラスでの丁寧な相談を積み上げられなくなったと。先進地視察ではこうした問題意識を持って見てきましたか。

小学校では通常、学級担任が子どもの様子を見ながら、1日の生活と学習を組み立てていきます。子どもに合わせて臨機応変に考えられるところに小学校教諭の専門性があり、教科の専門性より大切なことを日々学ばせています。教科担任制導入はこうした制度に生徒は振り回され、以前よりも多くの仕事を持ちこませるもので教員の負担の軽減にはなりません。教科担任制は取り入れるべきではないと思うがいかがですか。

クラス担任が教室にいる時間が少なくなり、担任に話を聞いてほしいときに居ない。担任が心のよりどころにならず学級が居場所になりません。施設一体型小中一貫校建設推進はやめるべきです。

#### 教育長:

1項めの先進地視察は、どこに行ってきたかと、2項めの、学校生徒数・クラス数・学校施設形態は、5、6年生は教科担任制かと、3項めの、視察者の構成は。検討委員会からの参加は。については関連がありますので、併せてお答えいたします。

令和2年度に実施いたしました、義務教育学校の視察は、道外及び道内の先進地2箇所でありますが、道外の視察については、長野県信濃町立信濃小中学校で、児童生徒数471名、学級数24学級、学校施設形態は、施設一体型義務教育学校で、5、6年生は、全教科において教科担任制、視察者は、町長、教育長、担当係長の3名であります。

道内の視察については、釧路管内白糠町立庶路学園で、児童生徒数153名、 学級数15学級、学校施設形態は施設一体型義務教育学校で、5、6年生は、 算数・理科・英語・音楽・体育において一部教科担任制、視察者は、教育長、 教育部長、担当課長、学習環境推進計画検討委員6名の計9名であります。

4 項めは、現在までどのような形態の小中一貫校の視察を行ってきたかについてであります。

平成28年度から令和元年度までに視察した義務教育学校について、施設一体型が7校、施設隣接型が1校であります。

5 項めは、先進校だけではなく学校運営を見直そうとする学校の視察も必要ではないか、についてであります。

視察の目的は、現地の実情・背景を生で感じ、体験し、情報を得る場と考えております。今後については、視察をはじめ、他の手法も含めて、学校の形態にかかわらず、先進的・特徴的な取組を進めている学校について、検討してまいります。

6 項めは、学校運営では、どのような検討が行われているかについてであり ます

現在、岩内町におきましては、小中一貫教育を進めるにあたり、平成29年度より3年間、令和2年度より3年間、北海道教育庁の事業を活用し、小中学校における学習規律や、生活規律などに係る統一的な取組、指導方法の改善と充実について、各学校の教務主任等が、教育課程担当者会議で検討を進めております。

7項めは、選別の教育で、学校運営をするのですかと、習熟度別学習のメリット・デメリットについてであります。

習熟度別学習のメリットとしては、子どものつまずきを把握し、一人一人の 理解の状況に応じた、きめ細やかな指導ができ、学習内容の定着に効果がある とされています。

一方で、デメリットとしては、各学級の子ども達の習熟度をどのように把握するか、どのようにグループ分けをするのかなどの課題があげられます。

教育委員会といたしましては、習熟度別学習は、子ども達の学習理解度別に 授業を進めることにより、児童生徒の基礎学力の定着や学習内容を確実に身に 付けていくために効果的な方法と考えております。

8項めは、施設一体型小中一貫校では、子ども達の発達を保障できない、についてであります。

義務教育学校につきましては、従来の6-3という学年の区切りに限らず、子ども達の発達段階や地域の特性等を考慮し、4-3-2や5-4などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能であります。

先進地においては、学校行事の中で、学年区切りの最高学年が主体的に活動できるような取組を実施し、リーダー性・主体性を育成する工夫も見られ、また、上級生が下級生の手本になろうとする意識の高まりや、下級生の上級生に対する憧れの気持ちが強まったなどの成果も報告されています。

今後、学校づくりに向けて、協議、検討される場において、子ども達により 良い教育環境を提供するという意思のもと、学校、家庭、地域、町が連携し、 自分の良さや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重、そ して豊かな人生を切り拓く資質・能力を育成する学校を創っていくことが重要 であると考えております。

9項めの、中学校教員による乗り入れ授業の取組と、教科担任制のメリット・デメリットと、10項めの、教科担任制について先進地視察で問題意識を持って見てきたかと、11項めの、教科担任制は取り入れるべきではない、については関連がありますので併せてお答えいたします。

平成29年度より、小中一貫教育を進めるにあたり、系統性を意識した指導を充実させるため、中学校教員の専門性を生かした、小学校への乗り入れ指導を実施し、中学校につながる学習内容や、つまずきやすい部分を重点的に指導するなど、小中の円滑な学びの接続に向けた指導を実践しております。

また、本年度からは、東小学校第6学年の理科において、中学校教員による 一部教科担任制を実施しております。

教科担任制のメリットとしては、教科の専門性が生かされた質の高い授業が行われること、授業の持ち時数の軽減や授業準備の効率化により、教員の負担軽減につながること。さらに学級担任だけでは気づきにくい、子どもの小さな変化について、複数の教員がかかわることで早期発見や対応につなげることができること、中学校での教科担任制にスムーズに移行できることなどが、効果として期待されます。

デメリットとしては、学級担任が子どもにかかわる時間が限られるため、子どもの実態を把握する時間が少なくなることや、教科担任の負担増などが考えられます。

視察した先進地においては、教員の専門性が生かされ、教科の指導が充実し、 多くの教員の交流によって、児童生徒をより多面的に理解することができるよ うになったなどの効果がある反面、教員の持ち時数の増減や、担任が指導した い教科を指導できないなどの課題もあげられました。

こうした課題については、毎年、細部まで検討・改善を繰り返し、対策を教 員全体で共有することで解消しているとのことでありました。

このように、教科担任制について、メリット・デメリットの双方が考えられますが、子ども達に各教科の知識・技能はもとより、自ら考え、表現する力などを着実に育成することや、学校における働き方改革を進めるなどの視点からも、大いに効果が期待されることから、今後も教科担任制の充実を図っていきたいと考えております。

12項めは、施設一体型小中一貫校建設推進はやめるべきについてであります。

これまで、将来的な学校教育のあり方などの検討を進めた結果、子ども達にとって、充実した教育活動や生徒指導を展開することができる学校として、設置を検討したものであることから、今後も、小中一貫教育を推進するとともに、施設一体型義務教育学校の導入に向けて取組を進めてまいります。

#### く再質問>

習熟度別学習は子ども達の学習理解度別に授業を進めることにより、児童生徒の基礎学力の定着や、学習内容を確実に身につけていくため、効果的な方法と考えるとしました。確かな学力の定着に向けた取組としての習熟度別学習、中1ギャップ解消に向けた取組の小学校教科担任制といいますが、子ども達の学習を保障するのは選別の習熟度学習や、教師の仕事を増やす小学校教科担任制の取組ではなく少人数教育の実現です。

今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリング意見概要というのが文科省で出されています。それには、一人一人の児童・生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導が展開できるように、30人学級の完全実施を。全国都市教育長協議会、全国公立学校教頭会、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本PTA全国協議会等。

また、子ども一人一人にきめ細かな指導をするため、教員一人あたりの児童・ 生徒数を下げなければならず、少人数学級の実現を可能とする大幅な定数改善が 必要。

また、少人数学級の効果としては、学習指導面の成果として、生徒一人一人に目が行き届き、個に応じた細かな学習指導が行え、学力向上に効果がある。発言、発表など、子ども一人一人の活躍の場が増加している。教室にゆとりのスペースが生まれ、学習環境が向上している。生活指導面での効果について、不登校や問題行動の早期対応につながっている。生徒は集団内にある所属感、存在感を得られやすくなり、様々な問題行動や不登校の改善、予防に効果がある。中1に少人数学級を導入した場合、中1ギャップ解消に一定の効果がみられる。担任教員の事務処理に費やす時間が減少し、子どもと接する時間が増加している。ということで、今後取り組むべきことは、習熟度別学習ではなく少人数教育の推進でこうした環境を整備し、子ども達の学習集団を作ることが、確かな学力の定着、中1ギャップ解消に結びつく問題の解決になると思いませんか。施設一体型小中一貫校推進ではなく子ども達の学力向上へ、こうした論議こそ必要ではありませんか。

#### 教育長:

1項めの確かな学力の定着、中1ギャップ解消に結びつく問題の解決になると思いませんかと、2項めの施設一体型小中一貫校推進ではなく、子ども達の学力向上へ、こうした議論こそ必要ではありませんか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

小中一貫教育を推進する学校形態として、施設一体型義務教育学校導入に向けて、協議、検討される場において、子ども達により良い教育環境を提供するという意思のもと、学校、家庭、地域、町が連携し、自分の良さや可能性を認識、あらゆる他者を価値のある存在として尊重、そして、豊かな人生を切り拓く資質・能力を育成する学校を創っていくことが、重要であると考えております。

また、習熟度別学習は、一つのクラスを想定した場合、そのクラスを複数のグループに分けることにより、少人数での学習に取り組むことで、子どものつまずきを把握し、一人一人の理解の状況に応じた、きめ細やかな指導ができ、学習内容の定着に効果があると考えております。